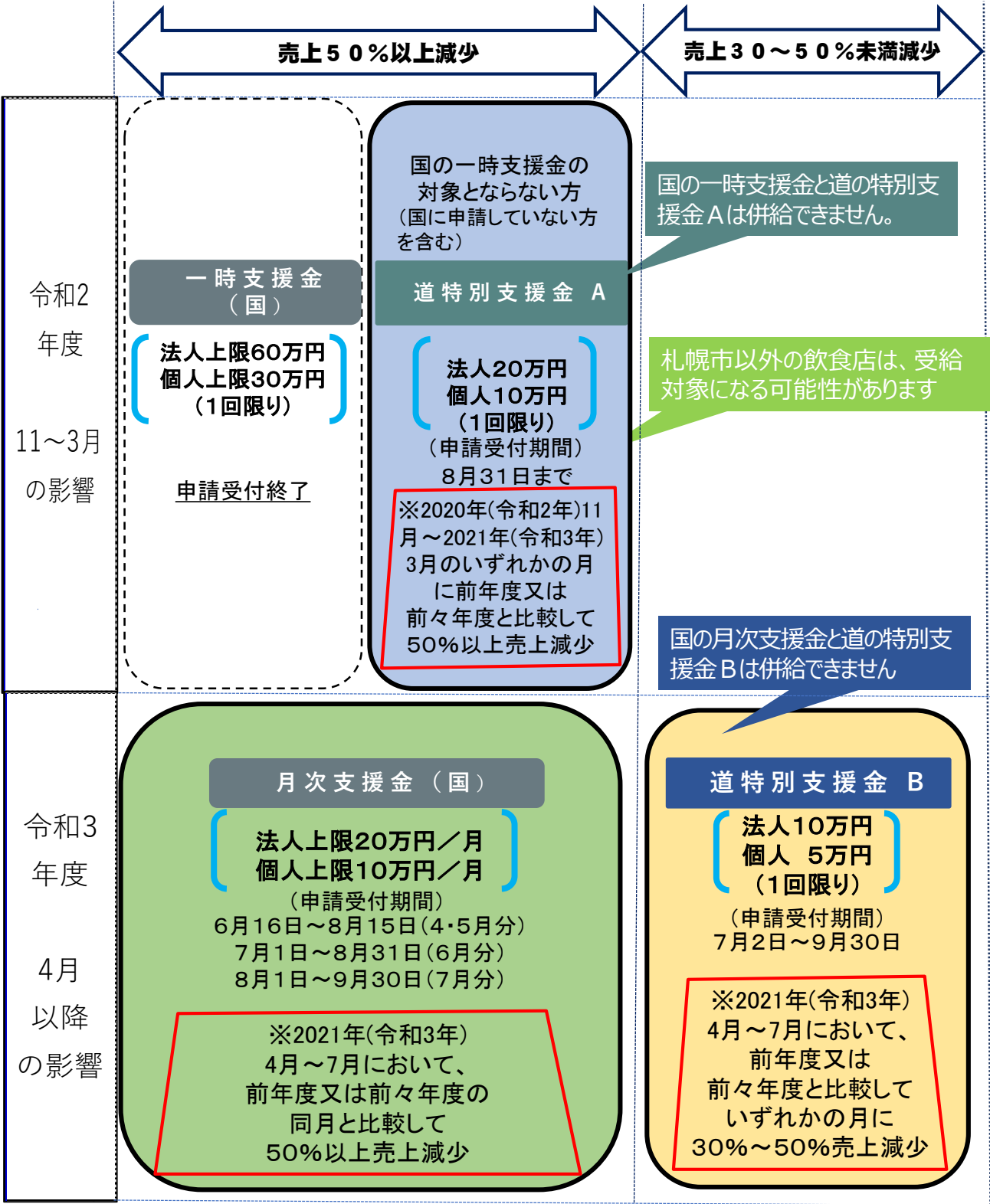


1 時短対象飲食店等との取引がある事業者の方々
外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者の方々

売上減少した事業者向け支援金



2 飲食店・カラオケ店・結婚式場などの施設を管理する事業者の方々
1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及びそのテナト等を営む事業者等の方々

休業・時短要請等に伴う協力支援金

飲食店等			
要請期間ごとに申請を受け付けています			
区域区分	特定措置区域		措置区域
対象地域	札幌市	小樽市、旭川市、石狩管内（札幌市除く）	特定措置区域の対象地域以外
要請期間	①5月12日～15日（まん延防止等重点措置） ②5月16日～31日（緊急事態措置） ③6月1日～20日（緊急事態措置延長） ④6月21日～7月11日（まん延防止等重点措置）	①5月16日～31日（緊急事態措置） ②6月1日～20日（緊急事態措置延長） ③6月21日～7月11日（まん延防止等重点措置）	①5月16日～31日（緊急事態措置） ②6月1日～20日（緊急事態措置延長）
申請期間	8月31日まで		
要請内容	・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業 ・上記以外の営業時間は5～20時		・営業時間は5～20時 ・酒類提供は11～19時 ・飲食店においてカラオケ設備の提供を行わない(②の期間)
	④期間は要件を満たせば、酒類提供11時～19時まで可	③期間は営業時間5～21時、酒類提供は11時～20時	
中小企業	1店舗1日あたりの売上高に応じて 4～10万円 ただし①、④の期間分のみ 1店舗1日あたりの売上高に応じて3～10万円（※）	1店舗1日あたりの売上高に応じて 4～10万円（※） ただし③の期間分のみ 1店舗1日あたりの売上高に応じて2.5～7.5万円（※）	1店舗1日あたり売上高に応じて、 2.5～7.5万円（※）
大企業	1店舗1日当たり最大20万円		

（※）売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります

大規模施設等		
区域区分	特定措置区域	
要請期間	①5月16日～31日、②6月1日～20日、③6月21日～7月11日のそれぞれの期間	
対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市 ※③期間は札幌市のみ対象	
要請内容	・多数の者が利用する大規模施設（1,000㎡超） 平日は営業時間を5～20時まで、土日は休業（③期間は休業要請なし）	・イベントに準じた取扱を要請する大規模施設（1,000㎡超） 営業時間は5～20時（イベント開催の場合は21時）まで
支援金額 （主なもの）	大規模施設等：1店舗1日当たり20万円×面積/1,000㎡×時短率（※）×休業・時短日数	
	テナント：1店舗1日当たり2万円×面積/1,000㎡×時短率（※）×休業・時短日数	
申請期間	8月31日まで	

（※）時短率：要請に応じて短縮した時間÷要請前の営業時間
（道の要請を超えた各施設独自の営業時間短縮・休業は対象外）

問い合わせ先：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>
札幌市飲食店向け連絡先：011-330-8396
札幌市以外飲食店及び大規模施設連絡先：011-350-7377
※7月12日以降の要請期間に係る支援金の情報は上記ホームページで公表予定です

問い合わせ先：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html>
道特別支援金専用ダイヤル：011-351-4101
国月次支援金専用ダイヤル：0120-211-240



3 主なコロナ対策事業者向け補助制度 など

飲食事業者等感染防止対策支援事業

事業概要	飲食事業者等対面サービスを提供する中小企業者が行う感染防止対策に要する経費を支援
補助上限	75,000円（3／4以内）
対象経費	感染症対策に要する機器導入費用（換気設備、CO2センサー、非接触オーダーシステム、アクリル板など）

宿泊事業者感染防止対策等支援事業

事業概要	宿泊事業者が行う感染防止対策の強化等の取組支援
対象者	道内の宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所等）
補助上限	3／4以内（上限750万円）
対象経費	感染防止に資する物品（消毒液、空気清浄機 等） 接触機会低減のための経費（テレワークスペース、非接触チェックインシステム導入 等）

ビジネス海外渡航支援事業

事業概要	海外渡航を行う事業者が負担する感染症検査経費を支援
対象者	事業継続目的で海外渡航を行う道内中小事業者
補助上限	1／2以内（上限10万円）
対象経費	ビジネス渡航の際、出入国時に求められる陰性証明書発行に必要なPCR検査費、陰性証明書取得経費

小規模事業者持続化補助金（国）

事業概要	小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援 ※低感染リスク型ビジネス枠は、感染拡大防止のための接触機会減少と、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス導入に関する取組を支援
対象者	常時使用する従業員が20人以下の事業者
補助率等	【通常枠】補助率2／3 上限50万円 【低感染リスク型ビジネス枠】補助率3／4 上限100万円

専門家派遣の依頼はこちらへ

新型コロナウイルス感染症
対策経営支援センター

（（一社）中小企業診断協会北海道）

専門家を派遣し、
オーダーメイド型の助言・
指導を行っています！

コロナ対策の相談はこちらへ

新型コロナウイルス
感染症対策支援
総合相談窓口

コロナウイルス感染症対策に
関する経営相談をワンストップ
で受け付けます！

※ 各事業や相談窓口の問合せ先は表紙「連絡先一覧」をご参照ください

道内事業者向け主な支援メニューのご案内

1 時短対象飲食店等との取引がある事業者の方々
外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者の方々

- 道特別支援金A
- 道特別支援金B
- 月次支援金(国)



食品加工
製造業者



飲食関連器具備品の
販売事業者



流通関連
事業者



外出目的地での
商品サービス事業者



対人サービス提供
事業者

2 飲食店・カラオケ店・結婚式場などの施設を管理する事業者の方々、
1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等を営む
事業者等の方々

- 緊急事態措置協力支援金
- 北海道大規模施設等協力支援金



飲食店事業者



大規模施設

3 主なコロナ対策事業者向け補助制度 など

- 飲食事業者等感染防止対策支援事業
- 宿泊事業者感染防止対策等支援事業
- ビジネス海外渡航支援事業
- 小規模事業者持続化補助金（国）
- 専門家派遣（新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター）
- 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

◆ 連絡先一覧

支援メニュー		連絡先
道特別支援金A・B		011-351-4101（専用ダイヤル）
月次支援金（国）		0120-211-240（専用ダイヤル）
休業・時短要請等に伴う協力支援金		011-330-8396（札幌市飲食店向け） 011-350-7377（札幌市飲食店以外及び大規模施設）
飲食事業者等感染防止対策支援事業		011-204-5331（道経済部中小企業課）
宿泊事業者感染防止対策等支援事業		011-204-5303（道経済部観光振興課）
ビジネス海外渡航支援事業		011-204-5331（道経済部中小企業課）
小規模事業者 持続化 補助金	【通常枠】	03-6747-4602（日本商工会議所） 011-251-0102（北海道商工会連合会）
	【低感染リスク型ビジネス枠】	03-6837-5929（専用ダイヤル）
専門家派遣(新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター)		0800-800-2551（中小企業診断協会北海道）
新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口		011-204-5331（道経済部中小企業課） 又は最寄りの（総合）振興局商工労働観光課



支援メニューに
迷ったらこちらへ！

【その他お役立ち情報はこちら】※道経済部経済企画課「お役立ち情報」サイト
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/contactinformation.html>